

京都駅周辺における「文化芸術都市・京都」 の新たな文化ゾーンの創出に向けた 都市計画の見直し素案について

市民の皆様からの御意見を募集します

パブコメくん

意見募集の趣旨

募集期間は、令和元年8月19日(月)～9月18日(水)です！



文化庁の京都への全面的移転に向けて、オール京都で文化を基軸にしたまちづくりが進められる中、本市では、第2期京都文化芸術都市創生計画において、令和5年度に京都市立芸術大学が京都の玄関口であるJR京都駅東部の崇仁地域に移転することを見据え、京都駅周辺エリアで「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指すこととしております。

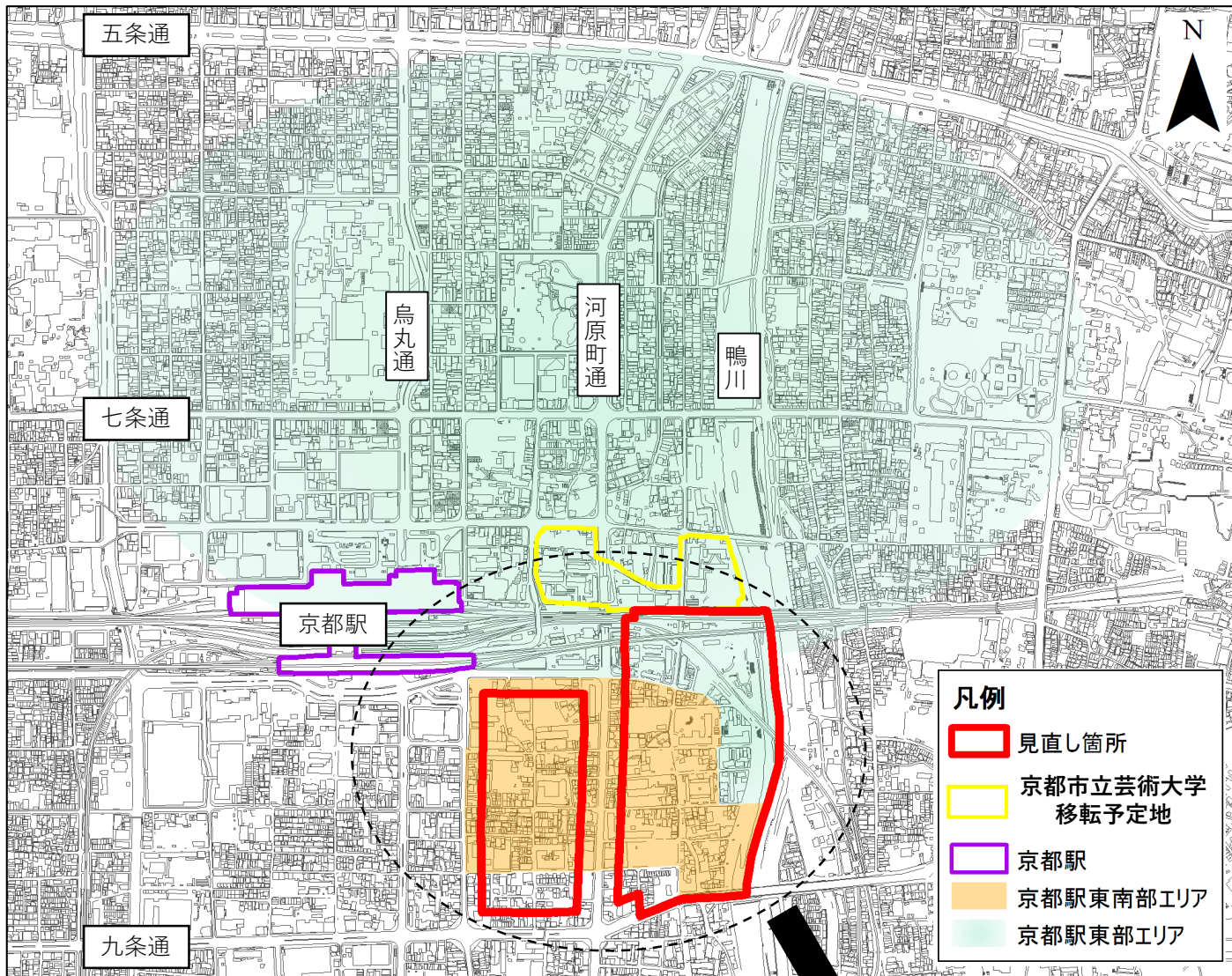
こうした中で、本エリア内では、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を、平成31年3月に「京都駅東部エリア活性化将来構想」をそれぞれ策定し、多層な機能の連携による、文化芸術を基軸としたまちづくりを推進しています。

一方、平成31年3月に策定した「京都市持続可能な都市構築プラン」では、京都駅周辺を京都の都市活力を牽引する広域拠点エリアと位置付け、国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都心空間の創出を目指すこととしています。

京都駅周辺におけるこうしたまちづくりの取組を更に推進するため、この度、都市計画の見直し等の施策案を取りまとめましたので、市民の皆様に広く御意見を募集します。



今回の見直しの対象エリア



河原町通以東エリア P 3～5

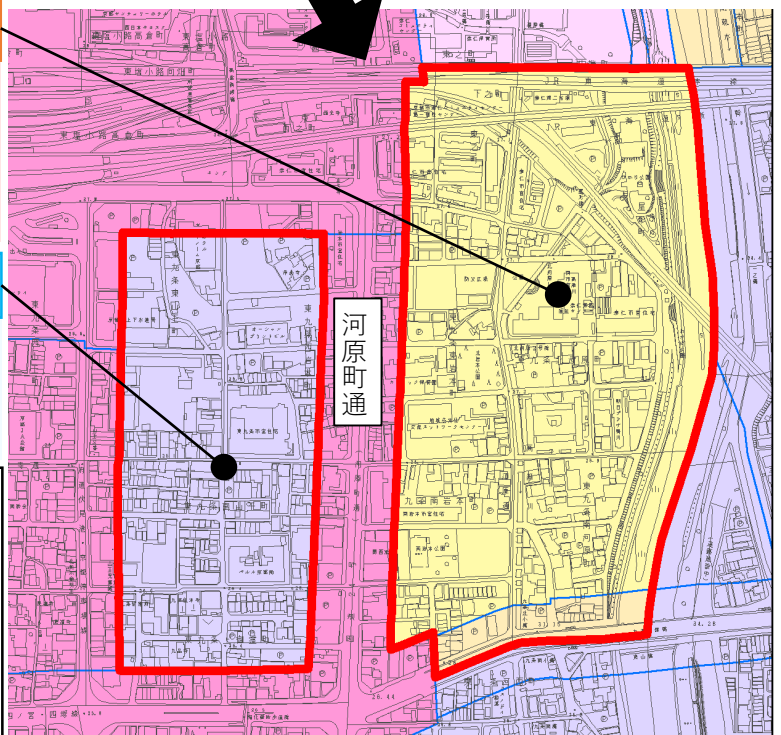
- ・「文化芸術」の牽引
- ・世界の人々を魅了する創造環境の整備
- ・「若者」を中心とした多様な賑わい

河原町通以西エリア P 6

- ・京都の玄関口である京都駅周辺の都市機能を強化する魅力的な施設の誘導

凡例

- 見直し箇所
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域



河原町通以東エリアの都市計画変更内容（特別用途地区）

用途Ⅰ 文化芸術を牽引する環境の整備及び
若者・芸術家の活動基盤となる環境の整備のために必要な用途

①文化芸術の創造発信のために必要な用途

【A・B地区】

- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・美術館、博物館、展示場、図書館
- ・映画スタジオ、音楽練習スタジオ、アトリエ・工房

容積率最大
400%

〔敷地面積1,000㎡未満
の場合は300%〕

②若者・芸術家の移住・定住促進のために必要な用途

- ・文化芸術用途を含んだ共同住宅【A地区のみ】
(容積率が200%を超える部分の3/4以上を
①又は③の用途に供するものに限り)
- ・大学、専修学校、各種学校

③その他

- ・上記以外で、「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出に
寄与するものとして市長が認めるもの

用途Ⅱ 賑わいを創出するために必要な用途

- ・物販店舗
- ・飲食店、カフェ
- ・オフィス、事務所

【A地区】

容積率最大
250%

【B地区】

容積率最大
300%
(現行どおり)

その他用途

- ・共同住宅
- ・ホテル
- ・倉庫
- ・工場 等

【A地区】

容積率最大
200%
(現行どおり)

【B地区】

容積率最大
300%
(現行どおり)

禁止用途 現行制限されている用途で、変更後も引き続き制限する用途

- ・3階以上又は床面積が300㎡を超える自動車車庫
- ・日刊新聞の印刷所
- ◎床面積が3,000㎡を超える自動車教習所、畜舎
- ◇マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
- ◇カラオケボックス
- ・ナイトクラブ

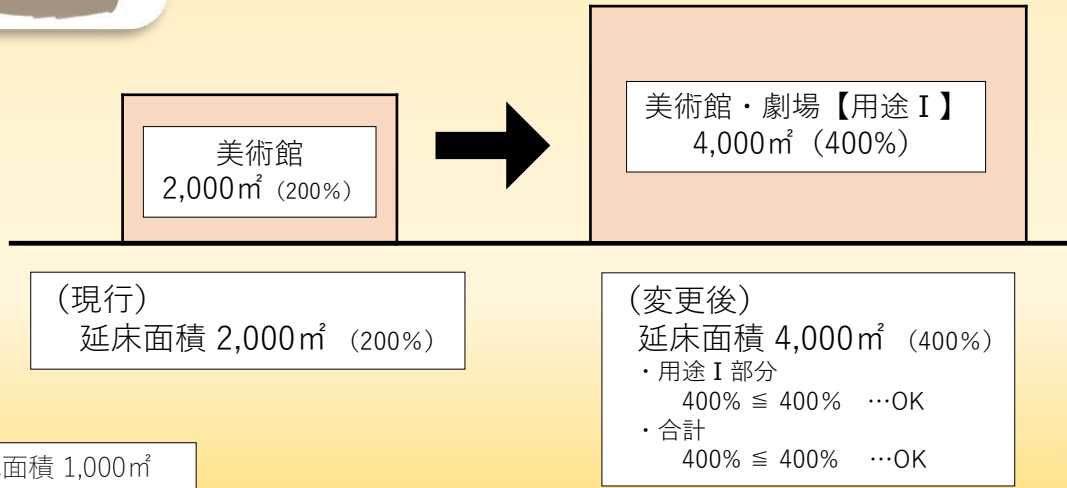
◎：A地区のみ禁止

◇：A地区のみ禁止、B地区は10,000㎡まで建築可能

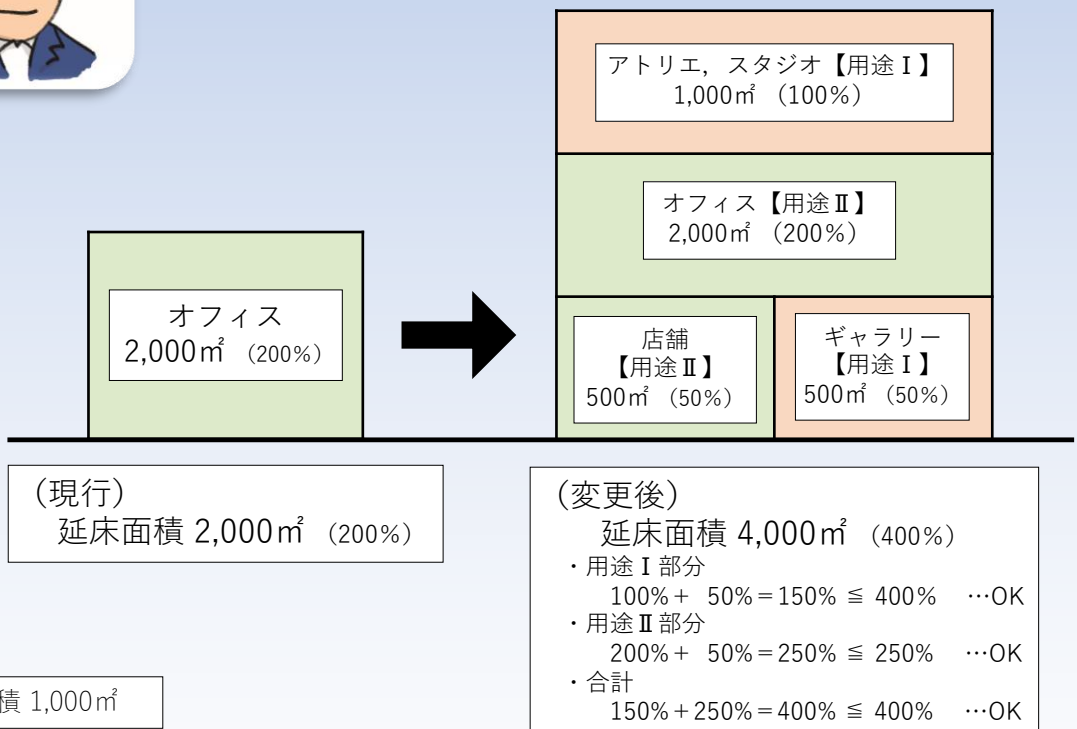
建築
不可



芸術を
世界に発信したい！



京都で文化芸術の
創造・発信を応援したい！

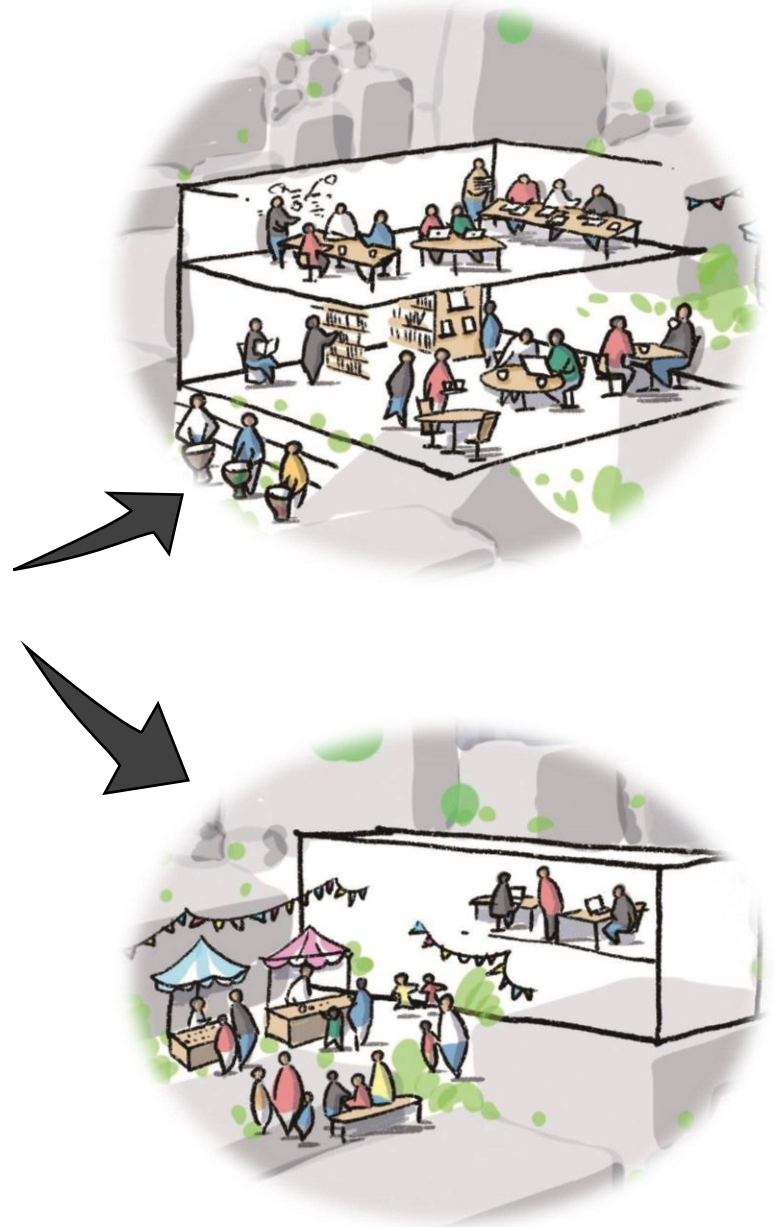
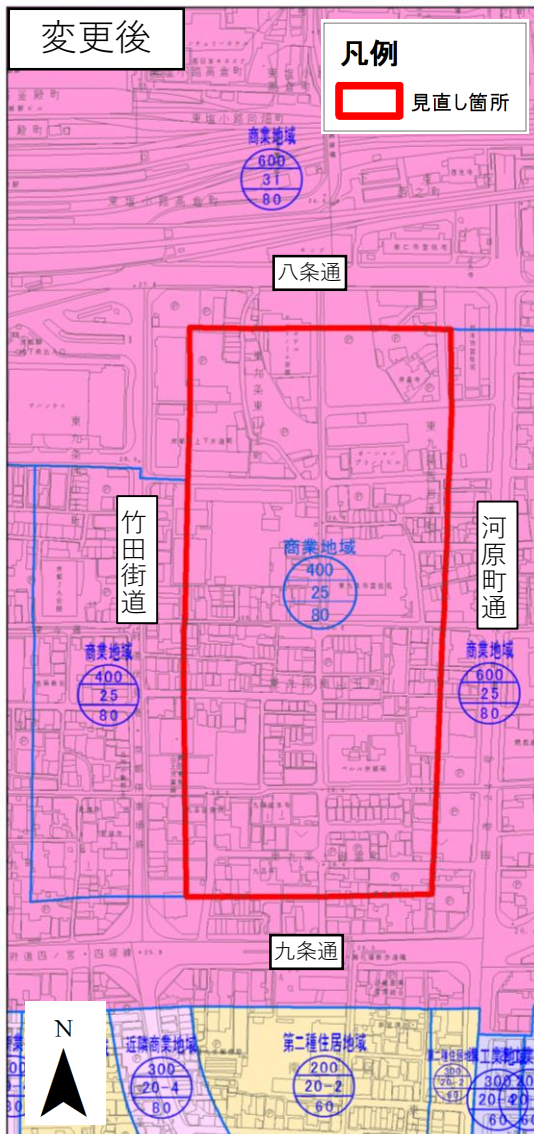


河原町通以西エリア

京都駅周辺が「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンとして、これまで以上に、国際的に様々な人が集い、交流するようになっていくことを見据え、京都駅周辺の都市機能を強化する魅力的な施設を誘導し、更に大きな人の流れを生み出すため、**用途地域及び高度地区等の変更**を行います。

変更概要

	現行	変更後
用途地域	準工業地域	商業地域
容 積 率	2 0 0 %	4 0 0 %
建 蔽 率	6 0 %	8 0 %
高度地区	2 0 m 第 3 種 高度地区	2 5 m 高度地区



説明会の開催

- 日時：①令和元年9月4日（水） 午後7時開始（受付開始 午後6時30分）
②令和元年9月9日（月） 午後7時開始（受付開始 午後6時30分）

- 場所：①京都市地域・多文化交流ネットワークセンター内 地域集会所
京都市南区東九条東岩本町31 東岩本市営住宅2棟 1階
【電車】地下鉄烏丸線・JR線・近鉄線 各線「京都駅」徒歩15分
【バス】市バス「河原町東寺道」徒歩1分

- ②うるおい館 東棟 集会室
京都市下京区上之町38 京都市下京いきいき市民活動センター 3階
【電車】地下鉄烏丸線・JR線・近鉄線 各線「京都駅」徒歩10分
【バス】市バス「塩小路高倉」徒歩5分

意見募集期間・提出方法

意見募集の期間

令和元年8月19日（月）～9月18日（水）【必着】

提出方法

御意見は、持参・郵送・FAX・電子メール及び下記の市民意見募集ホームページ内の専用フォームからの送信のいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、最終ページの御意見記入欄を御活用ください。

<電子メールアドレス> tokeika@city.kyoto.lg.jp

<市民意見募集ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000254413.html>

提出先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所分庁舎2階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：（075）222-3505 FAX：（075）222-3472

今後の手続の流れ

<現在> 市民意見募集・説明会の開催



特別用途地区建築条例案を市会に提案



都市計画案の縦覧・意見書の受付



京都市都市計画審議会への付議



都市計画の決定・告示

お問合せ先

- 特別用途地区、用途地域、高度地区等に関すること

都市計画局 都市企画部 都市計画課
電話 075-222-3505

- 特別用途地区建築条例に関すること
都市計画局 建築指導部 建築指導課
電話 075-222-3620

※FAX等で送付いただく場合は、この用紙をお使いください。FAX：075-222-3472

[illegible]

【性別】	1 男性	2 女性	3 ()			
【年齢】	1 20歳未満	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代		
	5 50歳代	6 60歳代	7 70歳以上			
【住まい等】	1 京都市在住	2 京都市内に通勤・通学(市外在住)	3 その他			



発行：京都市都市計画局都市企画部都市計画課
令和元年8月発行 京都市印刷物第313085号